

土地区画整理事業基金条例の一部を改正する条例案

土地区画整理事業基金条例（昭和39年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下事業」を「以下「事業」」に、「費用」を「費用、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第110条第1項の規定による清算金の交付に要する費用及び清算金の交付のために起こした本市公債の償還の財源」に、「以下基金」を「以下「基金」」に改める。

第2条中「もつて」を「もって」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、基金は、次に掲げる収入をもって積み立てる。

- (1) 法第110条第1項の規定により徴収した清算金
- (2) 法第110条第1項の規定により交付する清算金の財源に充てるために行った事業の施行地区内の土地の処分又は貸付けによる収入

第5条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「必要がある」を「必要」に、「ため、」を「ため、基金に属する財産（第2条第1項に規定する収入をもって積み立てた部分に限る。）を」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(処 分)

第4条 第2条第1項に規定する収入（当該収入をもって積み立てた財産の運用から生じる収益を含む。以下同じ。）は、事業の各施行地区における事業の施行の費用に充てるものとし、同条第2項に規定する収入（当該収入をもって積み立てた財産の運用から生じる収益を含む。）は、法第110条第1項の規定による清算金の交付に要する費用及び清算金の交付のために起こした本市公債の償還の財源に充てるもの

とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

土地区画整理事業基金を充てる費用及び同基金に積み立てる収入の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

### 土地区画整理事業基金条例 (抄)

(設 置)

第1条 土地区画整理事業（以下事業 という。）の各施行地区における事業の施行の費用、  
「事業」

土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第110条第1項の規定による清算金の交付に要する費用及び清算金の交付のために起こした本市公債の償還の財源に充てるため、土地区画整理事業基金（以下基金 という。）を設置する。  
「基金」

(積立て)

第2条 基金は、事業の施行地区ごとに、保留地又は保留地とすることを予定する土地の処分による収入をもって積み立てる。  
もって

2 前項に定めるもののほか、基金は、次に掲げる収入をもって積み立てる。

- (1) 法第110条第1項の規定により徴収した清算金
- (2) 法第110条第1項の規定により交付する清算金の財源に充てるために行った事業の施行地区内の土地の処分又は貸付けによる収入

(運用益金の処理)

第3条 省 略

(処 分)

第4条 第2条第1項に規定する収入（当該収入をもって積み立てた財産の運用から生じる収益を含む。以下同じ。）は、事業の各施行地区における事業の施行の費用に充てるものとし、同条第2項に規定する収入（当該収入をもって積み立てた財産の運用から生じる収益を含む。）は、法第110条第1項の規定による清算金の交付に要する費用及び清算金の交付のために起こした本市公債の償還の財源に充てるものとする。

(一時運用)

第4条 市長が必要があると認めるときは、当該施行地区以外における事業及び他の都市計画事  
第5条

業のため、基金に属する財産（第2条第1項に規定する収入をもって積み立てた部分に限る。）を一時運用することができる。

(施行の細目)

第5条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。  
第6条 関し 市規則で